

○倉敷市金融機関連携型中小企業支援事業費補助金交付要綱

令和3年5月20日

告示第369号

改正 令和7年3月31日告示第172号

(目的等)

第1条 この要綱は、金融機関の助言、指導その他の支援を受けながら持続的な成長に向けた取組を行う本市の中小企業者に対し、その経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域経済を支える中小企業者の競争力強化を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

2 この要綱において「金融機関」とは、倉敷市中小企業振興資金融資等要綱（昭和49年倉敷市告示第149号）第2条第4号に規定する金融機関をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者とする。

(1) 市内に住所及び事業所を有する個人

(2) 市内に主たる事業所を有する会社

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

(2) 市税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定により徴収を猶予されている者を除く。）

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者

(5) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

3 前項に規定する者のほか、この要綱による補助金の交付を受けた中小企業者については、当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後2年間は、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、金融機関の助言、指導その他の支援を受けながら行う別表第1から別表第4までに規定する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表第1から別表第4までに規定する経費とする。ただし、補助対象経費には、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税及び公証手数料相当額を含まない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、別表第1から別表第4までに規定する限度額を上限とする。

(事前審査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による交付申請の前であって、市長が別に定める期日までに所定の事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業計画書の提出があったときは、これを審査し、事業の採否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の審査を行うに当たり、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書を市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の着手時期)

第9条 補助対象事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、市長において補助対象事業の性質その他の事情によりやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、前条の交付申請書に、所定の事前着手理由書を添付しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、第8条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、当該交付申請を取り下げることができる。

(補助対象事業の内容の変更)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な内容変更である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市

長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分及び管理)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、所定の財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(協力及び情報の公表)

第20条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第172号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条関係)

デジタル化推進事業

補助対象事業	生産性の向上のためのAI、IoT又はロボットの導入
補助対象経費	機械装置又はソフトウェアの購入又は借用に要する費用
限度額	100万円

備考

- 1 AIとは、人間の使う言語を理解し、若しくはデータ若しくは経験から論理的な推論若しくは学習を行うプログラム又はソフトウェアをいう。
- 2 IoTとは、物がインターネットに接続し、相互に情報交換をし、及び制御することによって、物のデータ化又はそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す仕組みをいう。
- 3 ロボットとは、センサー、知能・制御系及び駆動系の3つの要素技術を有する知能化した機械システム及び人間がコンピュータを操作して行う作業をソフトウェアによる自動的な操作によって行うシステムをいう。

別表第2（第4条、第5条関係）

事業承継事業

補助対象事業	自社の事業に係る資産及び権利（以下「資産等」という。）の全部又は一部を他者に承継するための資産等の価値の算定又は売却に係る仲介の委託
補助対象経費	資産等の価値の算定又は売却のための仲介の委託に要する費用
限度額	50万円

別表第3（第4条、第5条関係）

海外販路開拓事業

補助対象事業	次に掲げる取組のうち、2つ以上を実施するもの (1) 外国における販路の開拓のための市場調査 (2) 出店型電子商取引サイト（外国において企業者間又は企業者と消費者との間で行うものに限る。）の利用 (3) 外国で開催される展示会への出展 (4) 外国における企画展（自らが主催し、商品の説明、宣伝、展示販売、商談等により販売を促進するものをいう。）の開催
補助対象経費	補助対象事業（1）又は（2）に要する委託費（（2）にあつては、出店するウェブサイトの補助事業者に係るページの制作に係るものに限る。）、補助対象事業（2）に要する初期登録費、月額利用料（6月を限度とする。）、補助対象事業（3）又は（4）に要する会場費（小間料又は借上料）、会場設営費、通訳料、広告宣伝費
限度額	100万円

備考 出店型電子商取引サイトの利用とは、複数の企業が出店するウェブサイト（補助事業者以外の者が運営するインターネット上の電子商取引のためのページをいう。）に出店し、商品の販売又はサービスの提供を行うことをいう。

別表第4（第4条、第5条関係）

事業継続計画推進事業

補助対象事業	事業継続計画を推進するための設備の導入
補助対象経費	自家発電装置、無停電電源装置、蓄電池、止水版、排水ポンプその他の

	事業継続計画の推進に必要な設備の購入に要する費用
限度額	50万円

備考 事業継続計画とは、企業が自然災害、火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動、当該緊急非常時における事業継続のための方法及び手段等をあらかじめ取り決め、文書化したものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 岡山県BCP認定事業者（岡山県BCP認定制度実施要綱（令和3年7月30日施行）第5条第1項の規定による認定を受けた事業者をいう。）が策定したBCP
- (2) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する事業継続力強化計画